

## 御嵩町ふるさとみたけ応援寄附金に関する監査請求書

(条例第2条・(4)文化財の保護又は保存に関する事業)

願興寺本堂修理・大改修事業の基金財源を開示を求める

### (1) 請求の要旨

御嵩町ふるさとみたけ応援寄附金条例・平成20年9月25日条例31号  
附則(平成27年条例第2号)改正

この条例は平成27年4月1日から施行する。

御嵩町における寄附金受付事業5種類あります。

御嵩町ふるさとみたけ応援寄附金条例第2条より(第2条・(4)項目・文化財の保護又は保存に関する事業)(別紙資料)

(当分の間・文化財の指定がないものについては、願興寺大改修の財源に活用すると記されています。

町広報みたけ④文化財(国・県・町指定)の保護や保存に関する事業と寄附の使い道を指定しています。

(1) 条例2条(4項)願興寺大改修の財源に活用と示された寄附金状況の中で下記事項を明示されたい。

### 令和2年2月15日までの寄附完了(町税務課開示)

平成27年1月～12月	件数 68件	金額 3,398,000円
平成28年1月～12月	件数 93件	金額 3,830,000円
平成29年1月～12月	件数 185件	金額 6,984,500円
平成30年1月～12月	件数 150件	金額 5,536,500円
平成31年1月～12月	件数 92件	金額 3,984,000円
令和2年1月～	件数 1件	金額 10,000円
合計	598件	金額 23,743,000円

- ① 現在、ふるさとみたく応援寄付金に（第2条④）示された目的寄付金ふるさと納税が確実に願興寺大改修への寄附者の意向に反映する事業の為にふるさと納税応援寄附金基金 23,743,000 円を内容を明示されたい。
- ② これから条例に定めた事項について実証・実態を明確に明示早期に開示された広報みたくに寄附者意向又町民に広く願興寺への寄附金の財源確保の為に公表開示することを求めます。
- ③ 運用の状況の公表

第4条 町長はこの条例の規定による寄附金の運用状況について毎年度公表するものとする。


第2条4項 願興寺目的寄附金の状況は平成27年～平成31年・5年間開示されていない。なぜしないのか

## 2 請求者

住所

可児郡御嵩町伏見 124番地7

氏名

御嵩町願興寺本堂修理保存会  
会長 鍵谷 幸男 

地方自治会第242条第一項の規定により 別紙事実証明を添え、必要な措置を請求します。

令和2年2月25日

御嵩町監査委員様